

2025年度（令和7年度）兵庫県立大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程（修士課程）入学者選抜方法等

2 一般選抜（夏期募集）

研究科・専攻等	募集人員	出願期間	入学考査日	合格発表日	選 抜 方 法			出 願 資 格	その他の事項
					教科等	出題科目	日 時		
看護学研究科・ 看護学専攻 【博士前期課程（修士課程）】	25名 (夏期募集・ 冬期募集を 含む)	2024年 7月22日(月) ～ 2024年 7月29日(月)	2024年 8月27日(火)	2024年 9月3日(火) 14:00	英 語	看護関連の英語論文の読解 (英和辞典のみ1冊持込可)	8月27日(火) 10:00～11:30	次のいずれかに該当する者 1. 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者(2025年3月31日までに卒業見込みの者を含む。) 2. 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者(2025年3月31日までに授与される見込みの者を含む。) 3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者(2025年3月31日までに修了見込みの者を含む。) 4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者(2025年3月31日までに修了見込みの者を含む。) 5. 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したものに限り)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(2025年3月31日までに修了見込みの者を含む。) 6. 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者(2025年3月31日までに授与される見込みの者を	1. 出願を希望する者は、あらかじめ、志望する専門領域の指導教員へ連絡のうえ面談すること 2. 試験場は兵庫県立大学明石看護キャンパスとする 3. 夏期募集選考結果によって、冬期募集を行わない専門領域があるので、あらかじめ指導教員に確認すること
					専門科目	志望する専門領域により、1科目を受験する 看護生体機能学、生活機能看護学、環境看護学、看護教育学、がん看護学、クリティカルケア看護学、成人看護学、老人看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、国際看護学、組織看護学、地域看護学、学校保健学、看護情報学、災害看護学	8月27日(火) 12:30～14:00		
					面 接		8月27日(火) 14:30～		
					① 選抜は、筆記試験(英語・専門科目)、面接及び出願書類により行う ② 専門科目の出題水準は、看護系大学卒業程度とする。ただし、学校保健学領域については、養護教諭1種免許状を取得可能な教職課程を置く大学卒業程度とする。				

					<p>含む。)</p> <p>7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（2025年3月31日までに修了見込みの者を含む）</p> <p>8. 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）</p> <p>9. 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者</p> <p>10. 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認められた者</p> <p>11. その他本研究科において、個別の出願資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2025年3月31日までに22歳に達した者</p> <p>※ 出願資格11により出願しようとする者は、出願前に個別審査を行うので、2024年7月5日（金）17:00までに出願資格審査書類を提出すること</p>	
--	--	--	--	--	---	--